

2020年2月27日

各位

会社名 チッソ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木庭 竜一
問合せ先 取締役総務部長 田村 秀人
TEL (03) 3243-6370

訴訟の判決に関するお知らせ

2019年8月22日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしました、当社及び国、熊本県に対する訴訟（控訴審）につきまして、2020年2月27日付で東京高等裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言渡日

- (1) 裁判所：東京高等裁判所
- (2) 判決言渡日：2020年2月27日

2. 訴訟を提起した者

控訴人（第一審原告） 是浦 大良

3. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

第一審原告は水俣病に罹患しているとして、当社及び国、熊本県に対して、440万円の慰謝料及び弁護士費用を請求する訴えを東京地方裁判所に提起していました。

2019年5月29日に、原告の請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言い渡しがありませんでしたが、本件控訴の第一審原告はこの判決を不服として、2019年6月7日に東京高等裁判所に対し当社及び国、熊本県を被控訴人とする控訴を提起していました。

4. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

当社の業績に与える影響はないものと思われませんが、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上